



SES-QUA-0009-K

双信電機グループ グリーン調達ガイドライン

第10版

双信電機株式会社
SOSHIN ELECTRIC CO., LTD.

双信エレクトロニクスマレーシア

双信華科技(深圳)有限公司

【目次】	ページ
はじめに	1
1. 改定履歴	2
2. 双信電機グループの環境活動	4
3. グリーン調達目的	〃
4. グリーン調達の適用範囲	〃
5. 適用開始日	5
6. 環境管理物質	6
(1)環境管理物質の分類、環境管理物質リストについて	〃
(2)用語の定義	〃
7. お取引先様へのお願い	6
(1)環境管理物質の管理体制	〃
(2)購入先、生産委託先様の管理	7
(3)温室効果ガス排出量の把握・削減活動	7
(4)水リスク管理の推進	7
(5)生物多様性保全への取り組み	7
(6)化学物質含有調査（提出書類について）	7
8. お問い合わせ先	9
【別紙 双信電機グループ 環境管理物質リスト】	

はじめに

私たち双信電機グループ（以降当グループ）は、地球環境を守ることを最も重要な経営課題の一つとして位置づけ、製品の開発・設計・製造・販売までのあらゆる企業活動を通して継続した環境改善に取り組んでおります。

昨今、環境問題への社会的関心の高まりと各国の環境法規制強化により、企業が果たすべき社会的責任への要求も厳しくなっております。

当グループは、グリーン調達の推進を企業の果たすべき重要な役割と認識し、「グリーン調達ガイドライン」を改定いたしました。

「グリーン調達ガイドライン」に基づいた調達を推進することで各種環境法規制を遵守するとともに、環境負荷低減活動を積極的に推進するお取引先様から環境負荷の少ない製品及びサービスの調達を進めてまいります。そのため、お取引先様におかれましては環境マネジメントシステムの取得、温室効果ガス削減活動、水及びその他の資源枯渇対策、生物多様性、責任ある鉱物調達（紛争鉱物）等について、積極的な取り組みをお願いいたします。

お取引先様のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

双信電機株式会社
 経営推進本部 調達部
 経営推進本部 人事総務部 安全環境課

1. 改定履歴

- 第1版 2004年5月21日
- 第2版 2006年9月19日
主な変更点：調査対象化学物質リストを JGPSSI Ver. 2 から JIG 対応の Ver. 3 に変更
- 第3版 2010年1月13日
主な変更点：調査対象化学物質リストを JIG-101 ED2.0 の Ver. 4 に変更
REACH 規則対応の為、JAMP AIS、MSDSplus の採用
- 第4版 2012年1月1日
主な変更点：調査対象化学物質リストを JIG-101 Ed4.0 に変更。
使用禁止物質にジブチルスズ化合物(DBT)、ジオクチルスズ化合物(DOT)を
追加
包装材禁止物質 JIG-201 Ed1.0 を採用
- 第5版 2013年12月1日
主な変更点：環境管理物質リストを別紙「双信電機グループ 環境管理物質リスト」に
変更
調査対象化学物質リストを JIG-101 から JAMP 管理対象物質リストに変更
禁止物質分析データの処理方法を IEC62321 規格に変更
- 第6版 2016年4月1日
主な変更点：「電池」「電池使用禁止物質」削除、アーティクルの SDS (MSDS) 要求を削除
別紙「双信電機グループ 環境管理物質リスト」を改訂
- 第7版 2018年9月1日
主な変更点：AIS から chemSHERPA-AI への変更
MSDSplus から chemSHERPA-CI への変更
調査書類の禁止物質分析データで金属製品、セラミック製品は重金属類
4 物質のみの分析データで可に変更
6. お取引先様へのお願い事項で(3) 温室効果ガス排出量の把握・削減活動、
(4)水リスク管理の推進、(5)生物多様性保全への取り組みを追加
- 第8版 2021年9月30日
主な変更点：管理記号の記載
改定記事を1項に移動。調査データフォーマットの変更
調査書類の変更
環境データ提出条件の表現を修正「久しぶりに供給頂く場合」
を追記
JAMA シートから JAPIA シートへの変更
保証書注意事項に供給者書式を追記
FMD：Full Material Declarations について追記
高精度分析データに 試料写真を追記
連絡先を環境管理室から環境管理部に変更
別紙「双信電機グループ 環境管理物質リスト」を改訂
- 第9版 2023年4月1日
主な変更点：発行部門、問合せ先部門名変更
品質保証本部 環境管理部から経営推進本部 ESG 推進室に変更
4 グリーン調達適用範囲※注記を製品に接触する可能性のないに変更
7. お取引先様へのお願い事項で(1)環境管理物質の管理体制の項目の
④変更管理について chemSHERPA データご提示の依頼を追記及び
(3) 温室効果ガス排出量の削減・把握活動、(4)水リスク管理の文面見直し
CO₂ から温室効果ガスへの表現の変更

第10版 2026年1月1日

主な変更点：環境管理物質リストを_エクセル形式に変更。Ver6に改版

4. グリーン調達¹の適用範囲を見直し

6. 環境管理物質（2）用語の定義に高精度分析データを追加

7. お取引先様へのお願い 提出資料について見直し

その他全体的に表現方法等を見直し

所掌部門名変更

2. 当グループの環境活動

経営理念

SOSHIN WAY —コミュニケーションの輪でつなぐ人と未来—

わたしたちは、＜環境共生社会の実現＞に向けて地球と人との調和を双互信頼の“環”で守ります。
“もっと小さくもっとやさしく グリーンパーツの双信電機グループ”であるために社員1人ひとりが、温室効果ガス排出量削減、ゼロエミッションに自主的・積極的に取り組みます。(環境部分抜粋)

環境方針

- 法令・協定・顧客との取決めおよび自主基準を順守する。
- 環境目標を設定し、組織的・継続的な環境負荷低減活動を地域社会とともに推進する。
- 環境に配慮した製品の開発・設計・製造販売を行う。
- 環境汚染の予防処置と監視を行う。
- 教育・啓発活動を進め、従業員および事業に関わる人々すべての役割・責任についての自覚高揚を図る。

3. グリーン調達目的

当グループでは経営理念に基づき、環境負荷の少ない製品の供給を通じて、地球環境の保全を図っています。そのため、環境保全活動に取り組んでいるお取引先様から環境負荷の少ない製品及びサービスを優先的に調達することを目的に本ガイドラインを策定し、グリーン調達に関する当グループの基本的な考え方や、お取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

当グループは本ガイドラインに基づいて、お取引先様と環境保全活動に関する問題を共有し、環境への配慮をより意識して活動しているお取引先様の製品やサービスを優先して採用することとします。

4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインは当グループが製造販売する製品を構成する部品・材料（当グループ製品を出荷する目的で調達する梱包資材含む）や工程で使用する設備、資材、材料、治工具類と製造委託先（当グループ製品の製造を委託するお取引先様）の調達に適用します。

※当グループに納入する際の梱包材料については適用範囲外としますが、各お取引先様において環境法令及び基準の自主管理をお願いいたします。

※製品に接触する可能性のない設備、治工具、保護具、金型等は適用範囲外といたします。

※適用範囲となる部材でも当グループの判断でリスク等を考慮し、適用除外とすることがあります。

※使用禁止物質が含有していても、当社が許可した部材は納入可となる場合もあります。

5. 適用開始日

本ガイドラインは**2026年1月1日**より適用します。

6. 環境管理物質

(1) 環境管理物質の分類、環境管理物質リストについて

環境管理物質は「使用禁止物質」、「含有管理物質」に分類しています。

詳細につきましては別紙「双信電機グループ 環境管理物質リスト」をご参照ください。

(2) 用語の定義

- ・ 使用禁止物質 : グリーン調達の実用範囲への含有を禁止する化学物質。
- ・ 含有管理物質 : グリーン調達の実用範囲への使用有無及び使用量、用途の把握を必要とする化学物質。
- ・ 均質材料 : 機械的操作によって異なる材料に分離できない材料。均質とは「全体的に一様な組成であること」を指す。
- ・ 意図的添加 : 特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に製品の形成時に故意に添加する行為を指す。
- ・ 閾値 : 製品に含まれる化学物質がこの値を超える（もしくは同一の値になる）と、本ガイドラインの要求事項にしたがって開示しなければならない限界を示す濃度。閾値は重量%、ppm(百万分率)で表示する。1000ppm=0.1%として換算。
- ・ IEC62474 : International Electro technical Commission(IEC)発行規格 JIG-101 (含有化学物質情報開示に関する電気・電子機器製品業界ガイドライン)の後継として、電気・電子業界およびその製品に関するマテリアル・デクラレーションを規定した文書。
- ・ chemSHERPA (ケムシェルパ)
 - : 経済産業省の主導により開発された製品含有化学物質情報の伝達スキーム。現在は CMP コンソーシアムで管理されている。
 - chemSHERPA-AI: 成形品の情報を伝達する形式
 - : 成分情報: 製品、部位、材質に含有される化学物質の含有率 (量)
 - 遵法判断情報: 特定の法規制・業界標準の定める対象物質を含有しているか判定する。
 - chemSHERPA-CI: 化学品の情報を伝達する形式
 - : 成分情報: 製品、部位、材質に含有される化学物質の含有率 (量)。
- ・ 高精度分析データ: ICP 分析、GC-MS 等の高精度分析手法での分析報告書

7. お取引先様へのお願い

(1) 環境管理物質の管理体制

①取引先環境評価ご協力のお願い

新規にお取引を開始する時及び既存取引先においては定期的に、環境管理体制を評価させていただきます。管理体制確認のため当グループより調査表等を送付いたしますのでご回答ください。

また必要によりお取引先様の事業所への訪問監査をさせていただきますのでご対応をお願いいたします。

②環境管理物質の管理について

納入いただく物品について別紙「双信電機グループ環境管理物質リスト」で規定した物質の含有

量を把握し管理をお願いします。またリストにない物質であっても各国製品含有法規制や各業界標準等で禁止されている物質についても遵守をお願いいたします。

③環境管理物質の混入・汚染防止について

環境管理物質の混入・汚染等を防止する為、識別管理の実施をお願いいたします。

また、リサイクル原材料を使用する際は成分の確認及び製品の製造履歴の管理をお願いいたします。(リサイクル原材料の使用可否は個別仕様でご確認ください)

④変更管理について

納入される物品の変更の際には契約書に基づき、事前に当グループ調達部まで変更申請をしていただき、環境管理物質リストに適合していることをchemSHERPAフォーマットにてご提示ください。変更は当グループの変更承認通知を受領するまでは適用しないでください。

(2)購入先、生産委託先様（以後二次お取引先様）の管理

当ガイドラインを含め当グループからの要求並びに情報については、二次お取引先様へ確実な伝達と管理状況の指導及び把握をお願いいたします。

(3) 温室効果ガス排出量の削減・把握活動

地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減が最重要課題となっています。

お取引先様におかれましては事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減・把握を推進いただき、当グループから要求があった場合は情報の提供をお願いいたします。

(4)水リスク管理の推進

水汚染等の公害防止に加え、水不足等の多様な水問題が深刻化しています。

水使用量削減、適切な排水を推進いただき弊社から要求があった場合は水使用量及び排水処理結果の情報提供をお願いいたします。

(5)生物多様性保全への取り組み

生物多様性の重要性が高まり企業にも取り組みが求められております。

弊社から要求があった場合は取り組み状況について情報提供をお願いいたします。

(6)化学物質含有調査（提出資料について）

「双信電機グループ 環境管理物質リスト」で定める環境管理物質の含有量等の情報提供にご協力をお願いいたします。当グループより依頼しました調査書類は速やかにご提出ください。次ページに提出書類を示します。

※当グループのお得意先様要求により、個別事項の分析・調査をお願いする場合がございます。

提出時期		分類		提出文書名
取引開始時	必須	環境管理体制の確認	共通	環境品質に関する覚書
				グリーン調達基準 受領兼承諾書
				環境管理体制チェックシート
		含有化学物質情報	成形品	chemSHERPA-AIもしくは当社指定構成成分表
	材料		chemSHERPA-CIもしくは当社指定構成成分表	
	当社要求時	環境管理体制の確認	共通	環境活動調査票
				高精度分析データ
		含有化学物質情報	共通	JAPIAシート
禁止物質不使用保証書				
グリーン調達基準改版 および 当社要求時	環境管理体制の確認	共通	グリーン調達配布時の受領兼承諾書	
			成形品	chemSHERPA-AIもしくは当社指定構成成分表
			材料	chemSHERPA-CIもしくは当社指定構成成分表
	含有化学物質情報	共通	SDS	
			高精度分析データ	
			JAPIAシート	
			禁止物質不使用保証書	

含有化学物質情報の調査について、お取引先様の負荷を軽減することを目的に、対象製品を構成する全化学物質情報の開示（FMD：Full Material Declaration および FSD：Full substance Declarations）をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

全化学物質情報とはご提供品の全部位の全物質名、CAS番号を含有率合計が100%になる情報を指します。

【高精度分析データの必要事項】

報告書に下記の事項を明記願います。

- ①前処理法 : 公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる方法の場合はそれを示してください。
- ②分析方法 : 分析法名あるいは公定法名を記入してください。
- ③分析者名 : 分析責任者名、分析機関名、ISO/IEC 17025 認証番号
- ④分析日 : 分析日から1年以内の分析データをご提供ください。
- ⑤分析結果 : NDの場合は、定量下限値を記載ください。
- ⑥分析フローチャート
: 前処理について分析試料を完全に溶解して溶液化させた旨を「完全溶解した」と分析報告書または分析フローチャート上に必ず明記してください。
- ⑦めっきの分析
: 必ずめっき皮膜と母材とに分けて分析を行ってください。
(めっき皮膜と母材を同時に分析すると分析結果が大きく異なります)
- ⑧分析対象試料の写真
: 分析対象の分析前試料外観写真を記載ください。

8. お問い合わせ先

ご不明な点等は、下記までお問い合わせ下さい。

双信電機株式会社 経営推進本部 人事総務部 安全環境課

長野県佐久市猿久保 664-1

TEL 0267-67-4511

FAX 0267-68-4553

E-mail : environment@soshin.co.jp